

完成検査前検査(水張検査又は水圧検査)申請について

1 完成検査前検査（水張検査又は水圧検査）とは

危険物施設の設置又は変更を行う場合は、許可を受けた後工事に着手し、工事が完了した段階で完成検査を受けて適合すれば、完成検査済証を交付され、そこで危険物施設を使用することができます。

しかし、工事完了後に行われる完成検査のみでは、危険物施設の設置又は変更の際に行われた工事の工程を掌握することができず、その結果工事の工程の不良により引き起こされる製造所等の事故、異常等に十分対処できないおそれがあります。

そこで、危険物施設の安全性を確保するうえで特に重要と考えられるタンクを有する危険物施設に対し、完成検査を受ける前段階の設置又は変更の工事の工程ごとに、「完成検査前検査」を受けることを義務付け、工事の工程をチェックするものです。

ここで記載する「水張検査又は水圧検査」とは、完成検査前検査のうちタンク本体に関する工事の工程の「漏れ及び変形に関する事項」の検査のことです。

2 タンクの水張検査又は水圧検査が義務となる製造所等

(1)	液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（危政令第9条第20号）を有する製造所及び一般取扱所（指定数量以上のタンクを有しない製造所及び一般取扱所を除く。）		
(2)	液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱う、右欄に掲げる貯蔵所	ア	屋内タンク貯蔵所
		イ	屋外タンク貯蔵所
		ウ	簡易タンク貯蔵所
		エ	地下タンク貯蔵所
		オ	移動タンク貯蔵所
(3)	タンク（専用タンク又は簡易タンク）を有する給油取扱所		

3 検査の対象となるタンク

(1)	前記 2 に該当する製造所等に設置される液体の危険物タンクであること。 (指定数量未滿のタンクで製造所及び一般取扱所に設けるものを除く。)	左欄に記載するタンク以外のタンクでも、検査を行うことについて、申請者が希望しているもの又は他の市町村に設置されるタンクにあつては、検査を行っています。
(2)	右欄に掲げるもの以外のタンクであること。	<p>高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 56 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定による特定設備検査に合格したもの又は同法第 56 条の 6 の 14 第 2 項の規定により特定設備基準適合証の交付を受けたもの</p> <p>労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 38 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定による検査（第 1 種圧力容器等が該当）又は同法第 44 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による検定（第 2 種圧力容器等が該当）に合格したもの</p>

なお、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法による検査等に合格したことにより、完成検査前検査を省略したものは、次に掲げる区分に従い、当該区分で指定する書類を完成検査申請書に添付してください。

ア	高圧ガス保安法による特定設備	特定設備検査合格証（特定設備検査規則別記様式第 4）又は特定設備基準適合証の写し
イ	労働安全衛生法による第 1 種圧力容器	第 1 種圧力容器明細書（ボイラー及び圧力容器安全規則別記様式第 23 号）又は第 1 種圧力容器検査証（同規則別記様式第 6 号）の表、裏面の写し（労働安全衛生法第 38 条第 3 項の規定による変更検査の場合に限る。）
ウ	労働安全衛生法による第 2 種圧力容器	第 2 種圧力容器明細書（機械等検定規則別記様式第 2 号(3)）の写し
エ	労働安全衛生法による小型圧力容器	小型圧力容器明細書（機械等検定規則別記様式第 2 号(5)）の写し

4 申請時の留意事項

- (1) 申請書は、タンクを製造する場所又はタンクを設置する製造所等を管轄する消防署に申請してください。
- (2) 完成検査前検査申請書の添付書類は、京都市で既に許可申請を受け付けている場合については不要です。この場合、製造所又は一般取扱所で複数の 20 号タンクの新設又は変更の工事が行われる場合は、完成検査前検査申請書の「その他必要な事項」の欄に検査対象の 20 号タンクが明確に特定できるよう記載してください。

なお、完成検査前検査を実施する行政庁が許可行政庁と異なる場合は、構造明細図書の写しを添付してください。（H9 危 3 5 号）

5 高圧ガスの製造のための施設等に設ける圧力タンクの水圧試験

(前記各法令に基づく検査を受けない完成検査前検査の場合)

高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の適用を受ける圧力タンクの水圧試験については、危規則第20条の5の2に規定する水圧試験に適合する必要があります。

タンクの種類		試験内容	
高圧ガス保安法（第20条第1項又は第3項）の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設である圧力タンク	一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則の適用を受けるもの	最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で行う水圧試験	
	高圧ガス保安法第56条の3第1項の特定設備	設計圧力 0.43MPa以下	設計圧力の2倍の圧力で行う水圧試験
		設計圧力 0.43MPa超 1.5MPa以下	設計圧力の1.3倍に0.3MPaを加えた圧力で行う水圧試験
		設計圧力 1.5MPa超	設計圧力の1.5倍の圧力で行う水圧試験
	高合金鋼	設計圧力の1.5倍の圧力で行う水圧試験	
労働安全衛生法別表第2第2号又は労働安全衛生法施行令第12条第1項第2号に掲げる機械等である圧力タンク		設計圧力の1.5倍の圧力に温度補正係数(※)を乗じた圧力で行う水圧試験	
労働安全衛生法別表第2第4号に掲げる機械等である圧力タンク	設計圧力 0.1MPa以下	0.2MPaの圧力で行う水圧試験	
	設計圧力 0.1MPa超 0.42MPa以下	設計圧力の2倍の圧力で行う水圧試験	
	設計圧力 0.42MPa超	設計圧力の1.3倍に0.3MPaを加えた圧力で行う水圧試験	

※ 水圧試験を行うときの温度における当該圧力タンクの材料の許容引張応力を、使用温度における当該圧力タンクの材料の許容引張応力で除して得た値のうち最小の値

6 完成検査前検査の効力の存続について

(1) 完成検査前検査の効力は、製造所等の廃止届によりその効力を失います。したがって、製造所等の廃止後、設置されていたタンクを他の製造所等に設ける場合は、新たに完成検査前検査を必要とします。ただし、次に掲げる場合は、完成検査前検査の効力が存続するものとして取り扱います。

ア 製造所と一般取扱所との間で施設区分を変更する場合

施設区分の変更に伴い、タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、定期点検記録等の維持管理に係る記録の確認、並びに自主検査（不活性ガス等による気密試験等）の結果の確認によって、当該タンクが令第11条第1項第4号、令第12条第1項第5号又は令第13条第1項第6号の基準のうち、水張試験又は水圧試験に係る部分に適合すると認められるとき。(H9危70)

イ 給油取扱所を、危険物を容器へ詰め替える一般取扱所として施設区分を変更する場合

施設区分の変更に伴い、タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、法第14条の3の2の規定に基づく定期点検記録の確認、並びに自主検査（不活性ガスによる気密試験（検査圧力70キロパスカル）等）の結果によって、当該タンクが令第13条第1項第6号の基準のうち、水圧試験に係る部分に適合すると認められるとき。

- (2) 製造所等から他の製造所等へタンクを移設する場合であっても、完成検査前検査の効力は失われ、新たに完成検査前検査が必要となります。ただし、製造所又は一般取扱所の20号タンクを、同一事業所内の、他の製造所又は一般取扱所へ移設する場合（タンク本体の変更工事を伴わない場合に限る。）で、定期点検等の維持管理に係る記録の確認、並びに自主検査（不活性ガス等による気密試験等）の結果の確認によって、当該タンクが令第11条第1項第4号、令第12条第1項第5号又は令第13条第1項第6号の基準のうち、水張試験又は水圧試験に係る部分に適合すると認められるときは、完成検査前検査の効力が存続するものとして取り扱います。（H10危90）
- (3) 少量危険物取扱所のタンクのうち、完成検査前検査（危政令で定めるもの）を受けて設置されていたものが、種類、数量等の変更により、製造所等の指定数量以上の危険物を貯蔵し、又はタンクに変更される場合は、新たに完成検査前検査が必要となります。
- (4) 製造所等の施設内で移設等が行われる場合は、次によります。

ア	常用圧力が増加することにより、既に検査された圧力よりも高い圧力の水圧検査が必要となる場合（常用タンクを圧力タンクに変更する場合を含む。）	新たに完成検査前検査を必要とするものであること。
イ	液体危険物タンクを非危険物のタンクに変更し、その後、再び液体危険物タンクに変更する場合	（その他の場合は不要とする。）

7 海外で製作された液体危険物タンクの完成検査前検査の取扱いについて

製造所又は一般取扱所において、複数の機器等が連結された一まとまりの設備（以下「ユニット」という。）に組み込まれた状態で輸入されるもので、周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施され、そのままの状態では水張検査又は水圧検査の実施が困難なものについては、海外の公正かつ中立な検査機関による検査報告書（検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者その他検査上必要な情報が明確に記入されているもの）によって、水張試験又は水圧試験と同等以上の試験で漏れ又は変形しないものであることが確認されれば、当該検査報告書を活用し、水張検査又は水圧検査を実施したものとみなします。

なお、海外の公正かつ中立な検査機関とは、Loyd's Register（ロイズ・レジスター）、Germanischer Lloyd（ジャーマニッシャー・ロイド）、Underwriters Laboratories Inc.（ユ一・エル）、SGS（エス・ジー・エス）、TUV（テュフ）、Bureau Veritas（ビューロ・ベリタス）その他の機関で、水張試験と同等以上の試験を適正かつ確実に実施するために必要な技術的能力及び経理的基礎を有しているものとします。（H13危35号）

完成検査前検査申請書の記載例

完成検査前検査申請書は、次に示す記載例に留意し、記入してください。

様式第 13 (第 6 条の 4 関係)

製造所 ①

危険物貯蔵所完成検査前検査申請書
取扱所

京都市長 様		○○年 ○月 ○日	
申請者 ②		住所 京都市○○区○○町○○番地 (電話○○○-0119)	
氏名 ③		○○株式会社 代表取締役 消防 太郎	
設置者	住所	京都市○○区○○町○○番地	
	氏名	○○株式会社 代表取締役 消防 太郎	
設置場所 ④		京都市○○区○○町○○番地	
製造所等の別 ⑤		貯蔵所又は取扱所の区分	移動タンク貯蔵所
設置又は変更の許可年月日及び許可番号		⑥ 年 月 日 第 号	
タンク構造	形状 ⑦	9 角形横置型	
	寸法 ⑧	長さ 幅 高さ 3020 1580 975 mm	容量 ⑨ 3,500 l
	材質記号及び板厚 ⑩	S S 4 0 0 3.2mm 底板厚 4.5mm	
タンクの最大常用圧力		⑪ 常圧	kPa
検査の種類及び検査希望年月日		水圧 (70 kPa) 平成○○年○○月○○日 ⑫	
タンクの製造者及び製造年月日		⑬ ○○工業株式会社 平成○年○月○日	
製造所等の完成予定期日		⑭ 平成○○年○月○○日	
他法令の適用の有無 ⑮		高圧ガス保安法	労働安全衛生法
		無	無
その他必要な事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	※ 手数料欄
		検査年月日 検査番号	

- ① 製造所，貯蔵所，取扱所いずれか該当するものを○で囲むよう記入又は該当しないものを二重取消線で消してください。
- ② 申請者は，タンクを設置する製造所等の設置者，タンクの製造者又はそれらの者の委任を受けた申請代理人（委任状が必要）の住所，氏名を記入してください。
 なお，許可申請の委任状に完成検査前検査申請に関する権限を委任事項として記載されている場合は，この限りではありません。
- ③ 許可申請書に記載された設置者と同一の方としてください。
 完成検査前検査を受けるタンクの設置者が未定の場合は，未定と入力してください。
- ④ 許可申請書に記載された設置場所と同一のものとしてください。
 完成検査前検査を受けるタンクの設置場所が未定の場合は，未定と入力してください。
- ⑤ 製造所等の区分を記入してください。
- ⑥ 設置又は変更の許可の別，許可年月日及び許可番号を記入してください。
 許可を受けていない場合は，記入する必要はありません。
- ⑦ 形状は，「縦置円筒型」，「横置円筒型」，「角型」，「だ円型」，「7角形横置型」，「9角形横置型」等と記入してください。
 なお，その他特殊なものについては，「異形型」と記入してください。
- ⑧ タンクの内寸を記入してください。
- | | |
|--------|---------------|
| 縦置円筒型 | 内径，高さ |
| 横置円筒型 | 胴長，内径，鏡出し，全長 |
| 角型 | 縦，横，高さ |
| だ円型 | 長さ，幅，高さ |
| 7角形横置型 | 長さ，幅，高さ |
| 9角形横置型 | 長さ，幅，高さ |
| 異形型 | 最大幅等特徴的な部分の長さ |
- ⑨ 危規則第2条及び第3条に規定する計算方法により算定した容量を記入し，中仕切タンクにあっては，その内訳を括弧内に記入してください。
 (例) 10,000L (4,000L+6,000L)
- ⑩ 材質（JIS記号で可：SS400，SUS404等）及び厚さを記入してください。
 なお，SS400以外の材質を使用する場合は，その材質が同等以上の強度があることが分かる計算書を添付してください。
- ⑪ 非圧力（常圧）タンクにあっては，「常圧」，圧力タンクは，「加圧」又は「減圧」の別及び最大常用圧力を記入してください。
- ⑫ 水張又は水圧の検査の別，検査希望年月日，検査圧力を記入してください。
 (例) 「水圧（70kPa）平成〇〇年〇〇月〇〇日」
- ⑬ タンクの製造者及び製造年月日を記入してください。
- ⑭ タンクが設置される製造所等の完成予定期日を記入してください。未定の場合は「未定」と記入してください。
- ⑮ 高圧ガス保安法又は労働安全衛生法の適用を受けない場合は，「なし」，適用を受ける場合は，「有（第2種圧力容器）」等の適用内容を含めて記入してください。

(注) 他の市町村において設置されるタンクにあつては、③、④、⑤、⑥及び⑭の欄の記入する必要はありません。